

# 河川空間における営業活動の実態および 効果・課題に関する研究 -河川敷地占用許可を受けた事例を対象として-

寺口 敬秀<sup>1</sup>・桜井 慎一<sup>2</sup>・牛奥 理子<sup>3</sup>

<sup>1</sup>正会員 日本大学助手 理工学部海洋建築工学科 (〒274-8501 千葉県船橋市習志野台7-24-1)  
E-mail:terakuchi.takahide@nihon-u.ac.jp

<sup>2</sup>正会員 日本大学教授 理工学部海洋建築工学科 (〒274-8501 千葉県船橋市習志野台7-24-1)  
E-mail:sakurai@ocean.cet.nihon-u.ac.jp

<sup>3</sup>非会員 日本大学学生 理工学部海洋建築工学科 (〒274-8501 千葉県船橋市習志野台7-24-1)  
E-mail:csri17021@g.nihon-u.ac.jp

河川空間の占有は公共性を有する団体のみに限られていたが、2011年に河川敷地占用許可準則が改正され、営利目的で活動を行う事業者も河川敷地を利用できるようになった。これにより、改正以前は7か所しかなかった占用許可施設が、2019年8月時点で68か所にまで増加している。本研究は、河川敷地占用許可を受けて営業活動を行っている事業者、および占有主体に対するアンケートを実施し、営業活動を開始した経緯や、営業活動を行ったことによる効果・課題などを調査した。その結果、活動場所の選定理由としてはアクセス面よりも景観を重要視していたことや、営業活動を行ったことで河川空間に人々が長時間滞在するようになったという効果が明らかとなった。また、営業活動を行ったことで生じた課題は比較的少なかったが、一部ではゴミのポイ捨てが増加していた。

**Key Words :** river space, effective utilization, amenity, questionnaire survey

## 1. 研究背景および目的

「河川敷地占用許可準則」は、1965年から制定されている。当時、占有主体になれたのは、公共性を有する団体のみで、用途は主に広場や公園であった。しかし、河川敷地を賑わいのある水辺空間としてより積極的に活用したいという要望が増えたことを踏まえ、2011年に営業活動を行う事業者も河川敷地を利用できるように改正された<sup>1)</sup>。この改正によって、それまで7か所しかなかった占用許可施設が、2019年8月時点で68か所に増加した<sup>2)</sup> (写真-1~4)。

そこで本研究では「河川敷地占用許可」を受けて河川空間のオープン化を行ったことによる施設の利活用の実態を把握し、どのような効果や課題があるのかを明らかにすることを目的とする。

## 2. 研究方法

調査概要を表-1、調査対象を図-1、調査対象地の分布



写真-1 東京都墨田川の事例<sup>3)</sup>



写真-2 新潟県信濃川の事例<sup>4)</sup>



写真-3 広島市京橋川の事例<sup>5)</sup>



写真-4 長門湯本温泉の事例<sup>6)</sup>

状況を表-2に示す。

本研究では、以下2つの調査を実施する。

調査1：国土交通省の「河川空間のオープン化活用事例集<sup>2)</sup>」に掲載されている中で営業活動を行っている営業事業者（計56か所）へのアンケート調査。

調査2：営業事業者となっている民間企業に代わって

表-1 調査概要

調査対象	①河川敷地占用許可を受けて営業活動を行っている施設。 ②河川敷地占用許可を都道府県に申請している占用主体において、営業事業者が民間企業である市町村。
調査方法	E-mail、郵送、FAXによるアンケート調査
調査内容	①河川敷地占用許可を受けて営業活動を行おうと思ったきっかけ、常設の施設にしているのか、営業活動を行ったメリット・デメリット、など13項目 ②河川敷地占用許可の申請を行ったきっかけ、メリット・デメリット、など12項目
調査期間	①2020年10月23日～2020年11月6日 ②2020年11月6日～2020年11月20日
有効回答率	①32.1% (1856) ②68.9% (1522)

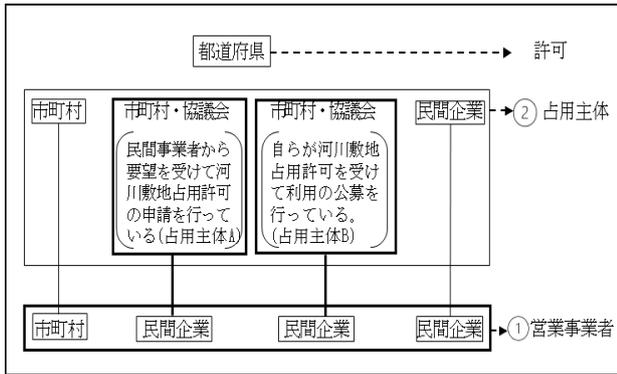


図-1 調査対象

表-2 調査対象地の分布

都道府県	静岡	愛知	三重	和歌山	兵庫	徳島	高知	愛媛
調査対象数	44	3	20	27	9	22	28	3

河川空間の占用主体となっている市町村および協議会（計22か所）へのアンケート調査。このうち、民間企業から要望を受けて河川敷地占用許可の申請を行っている占用主体を「占用主体A」とし、占用主体自らが河川敷地占用許可を受けて利用の公募を行っている占用主体を「占用主体B」とする。

### 3. 結果および考察

アンケート調査結果を表-3～表-7、に示す。

#### (1) 河川敷地占用許可を受けたきっかけ

「問1：河川敷地占用許可を受けたきっかけ」（表-3）を見てみると、「1-d. 地域の活性化を行おうと思ったため」の回答が営業事業者、占用主体ともに最も多く、特に占用主体は全てがこれを回答した。このことから、河川敷地占用許可を利用するきっかけとして地域の活性化を土台としていることがわかった。また、営業事業者からの回答では「1-h. 行政からの委託業務であったため」という回答が22.2%となり、許可を受ける段階から営業事業者任せにしている市町村もあった。占用主体Aの回答で次いで多かったのは、「1-f. 遊休空間の活用ができると思ったから」で57.1%、占用主体Bの次いで多

表-3 河川敷地占用許可を受けたきっかけ

質問内容	営業事業者	回答率	
		占用主体 A	占用主体 B
問1：河川敷地占用許可を受けたきっかけ（複数回答）			
1-a.住民などから要望を受けたため	5.6% (1/18)		25.0% (2/8)
1-b.事例を見て興味を持ったため	5.6% (1/18)		0.0% (0/8)
1-c.河川空間の活用が少なかったため	5.6% (1/18)	14.3% (1/7)	50.0% (4/8)
1-d.地域の活性化を行おうと思ったため	61.1% (11/18)	100.0% (7/7)	100.0% (8/8)
1-e.集客を見込めると思ったから		14.3% (1/7)	
1-f.遊休空間の活用ができると思ったから		57.1% (4/7)	
1-g.地域に合った施設だと思ったから		14.3% (1/7)	
1-h.行政からの委託業務であったため	22.2% (4/18)		
1-i.その他	27.8% (5/18)	0.0% (0/7)	25.0% (2/8)
1-j.無回答	5.6% (1/18)	0.0% (0/7)	0.0% (0/7)

表-4 河川敷地占用許可場所の選定理由

質問内容	営業事業者	回答率	
		占用主体 A	占用主体 B
問2：その場所を選んだ理由（複数回答）			
2-a.景観が良いため	61.1% (11/18)		62.5% (5/8)
2-b.市街地に近いため	33.3% (6/18)		0.0% (0/8)
2-c.災害時の安全性が高いため	5.6% (1/18)		25.0% (2/8)
2-d.観光地周辺であったため	11.1% (2/18)		
2-e.他の事業があったため	11.1% (2/18)		
2-f.その他	16.7% (3/18)		62.5% (5/8)
2-g.無回答	11.1% (2/18)		0.0% (0/8)

表-5 河川敷地占用許可を受けた効果

質問内容	営業事業者	回答率	
		占用主体	
問3：河川敷地占用許可を受けて諸活動を行ったメリット（複数回答）			
3-a.収益が増えた	16.7% (3/18)		
3-b.長時間滞在してもらえるようになった	33.3% (6/18)		
3-c.施設や会社の宣伝になった	16.7% (3/18)		
3-d.施設や会社の知名度が上がった	33.3% (6/18)		
3-e.メディアに取り上げられるようになった	27.8% (5/18)		
3-f.夜間でも利用する人が増えた	11.1% (2/18)		
3-g.河川が身近な空間になった		73.3% (11/15)	
3-h.長時間河川を利用する人が増えた		60.0% (9/15)	
3-i.地域の活性化に繋がった		86.7% (13/15)	
3-j.地域の知名度が上がった		13.3% (2/15)	
3-k.観光客が増えた		46.7% (7/15)	
3-l.夜間でも利用する人が増えた		20.0% (3/15)	
3-m.その他	33.3% (6/18)	26.7% (4/15)	
3-n.特になし	5.6% (1/18)	0.0% (0/15)	
3-o.無回答	5.6% (1/18)	0.0% (0/15)	

かった回答は、「1-c. 河川空間の活用が少なかったため」が50.0%で、活用の少ない河川空間をより積極的に利用したいという背景が見られた。

#### (2) 河川敷地占用許可場所の選定理由

「問2：その場所を選んだ理由」（表-4）を見てみると、営業事業者、占用主体ともに「2-a. 景観が良いため」という回答が最も多い。次いで多かった回答は営業事業者で「2-b.市街地に近いため」（33.3%）で、占用主体の回答では「2-c. 災害時の安全性が高いため」（25.0%）であった。これより営業事業者は人が多く居る場所や賑わいのある場所を選定し、占用主体は利用者の安全性が確保できる場所を選定しているという違いがあった。また、占用主体Bのその他の回答では「元々遊歩道で憩いの場となっていたため」「周辺にトイレや駐車場があったため」などの回答が得られた。

#### (3) 河川敷地占用許可の効果

「問3：河川敷地占用許可を受けて諸活動を行ったメリット」（表-5）を見てみると、営業事業者の回答は、

「3-b. 長時間滞在してもらえようになった」、「3-d. 施設や会社の知名度が上がった」(33.3%)が最も多く、次いで「3-e. メディアに取り上げられるようになった」(27.8%)であった。その他の回答の中では「観光客に喜ばれている」「認知度が上がった」「河川空間の賑わいの創出ができた」との効果が挙げられていて河川空間を解放したことによる効果が得られたようである。占有主体の回答は、「6-i. 地域の活性化に繋がった」(86.7%)が最も多く、「6-g. 河川が身近な空間になった」(73.3%)と次いだ。その他の回答では「河川が綺麗になり、それが維持されている」や「不法駐車・駐輪が大幅に減少した」という回答もあり、河川や周辺環境が良くなったという効果が得られたようである。以上のように営業活動を行うことで、営業事業者も占有主体も効果を認識していることがわかる。

#### (4) 河川敷地占有許可の課題

「問4：河川敷地占有許可を受けて諸活動を行ったデメリット」(表-6)を見てみると、この質問では、営業事業者の回答は「4-f. 特になし」(55.6%)が最も多かったが、その中でもデメリットとしての回答が多かったのは「4-a. ゴミのポイ捨てが増えた」(22.2%)であった。占有主体の回答は「4-d. 周辺住民から騒音に対するクレームがあった」(26.7%)、「4-a. ゴミのポイ捨てが増えた」(20.0%)と次いだ。営業活動を行う時には、ポイ捨てを防ぐ対策が必要であることがわかった。加えて施設周辺が賑わうと、周辺住民はそれを不快に感じてしまうこともあることから騒音を拡大させないような対策や、住民の理解を得ることも今後の課題である。また、その他の回答では「河川広場や駐車場で球技などの危険行為が見られる」、「周辺環境にふさわしくない」などの回答が得られた。河川広場では、イベント活動以外では管理人が常にないないことから掲示板などで禁止行為を記すなどの対策が必要になると考えられる。さらに、周辺環境を把握しその場所や地域に合った用途の施設にすることが周辺住民との関係を築くうえで大切である。

#### (5) 占有許可期間の延長意向

「問5：河川敷地占有許可期間が終了したらその後は延長する予定か」(表-7)の回答を見てみると、営業事業者は、「5-a. 延長したい」が66.6%で半数以上を占めた。また、占有主体Aの回答は、「5-a. 延長したい」と「5-c. 民間企業から要望があれば延長したい」を合わせると約70.0%を占め、占有主体Bでは「5-a. 延長したい」と「5-d. 公募を新たに行い延長したい」を合わせると75.0%となった。さらに、営業事業者のその他の回

表-6 河川敷地占有許可を受けた後の課題

質問内容	回答率	
	営業事業者	占有主体
問4:河川敷地占有許可を受けて諸活動を行ったデメリット(複数回答)		
4-a.ゴミのポイ捨てが増えた	22.2%(4/18)	20.0%(3/15)
4-b.周辺の道路で渋滞が増えた	0.0%(0/18)	6.7%(1/15)
4-c.駐車場・駐輪場が不足するようになった	11.1%(2/18)	13.3%(2/15)
4-d.周辺住民から騒音に対するクレームがあった		26.7%(4/15)
4-e.その他	16.7%(3/18)	33.3%(5/15)
4-f.特になし	55.6%(10/18)	20.0%(3/15)
4-g.無回答	5.6%(1/18)	0.0%(0/15)

表-7 河川敷地占有許可の延長意向

質問内容	営業事業者	回答率	
		占有主体 A	占有主体 B
問5:河川敷地占有許可期間が終了したらその後は延長する予定か			
5-a.延長したい	66.6%(12/18)	28.6%(2/7)	50.0%(4/8)
5-b.延長する予定はない	5.6%(1/18)	0.0%(0/7)	0.0%(0/8)
5-c.事業者から要望があれば延長したい		42.8%(3/7)	0.0%(0/8)
5-d.公募を新たに行い延長したい			25.0%(2/8)
5-e.わからない	11.1%(2/18)	28.6%(2/7)	25.0%(2/8)
5-f.その他	11.1%(2/18)	0.0%(0/7)	0.0%(0/8)
5-g.無回答	5.6%(1/18)		

答では「5年ごとに常に更新している」、「当社が所属しているエリアマネジメント団体に形式上変更をして継続して利用する予定」との回答があり、このことから多くの営業事業者、占有主体が河川敷地占有許可期間終了後の延長に対して前向きな意向であることがわかった。

#### 参考文献

- 1) 国土交通省河川局：河川空間のオープン化について（地域活性化のための河川敷地の占有に関する規制緩和），<https://www.mlit.go.jp/common/000136990.pdf>, 2011.3.8
- 2) 国土交通省水管理・国土保全局：令和元年 8 月河川空間のオープン化活用事例集，[https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai\\_blog/shigenkentou/pdf/jirei\\_kasenkukan\\_1908.pdf](https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shigenkentou/pdf/jirei_kasenkukan_1908.pdf), 2019.8
- 3) 東京都建設局：河川空間のオープン化（利活用の推進），<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/river/information/kasenriyou.html>, 2021.2.10 閲覧
- 4) 公益財団法人新潟観光コンベンション協会：ミズベリング信濃川やすらぎ堤 2019，<https://www.nvcb.or.jp/eventcalendar/000863.html>, 2020.2.10 閲覧
- 5) 広島市：水の都ひろしまづくりの推進，<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/mizunomiyako/4445.html>, 2021.2.10 閲覧
- 6) 長門市：長門湯本温泉観光まちづくり 長門湯本温泉で河川空間の利活用がスタートします，<https://www.city.nagato.yamaguchi.jp/site/nagatoyumotoonsenkankoumachidukuri/24341.html>, 2021.2.10 閲覧